

令和4年5月20日号

# 北九州市立消費生活センター

## ヤング消費者トラブル情報 24号

# SNSをきっかけとした 消費者トラブルにご注意を！



### 【相談事例1】

「定型文を送信するだけで月に100万円から200万円稼げる」というSNSの広告を見て副業サイトにアクセスし1万円で情報商材を購入した後、50万円のサポートプランを契約した。(20歳 女性)

### 【相談事例2】

SNSでフォローされた相手から「別のサイトでやり取りしよう」と出会い系サイトに誘導され、個人情報の交換のため20万円を支払った。(20歳 男性)

## ●アドバイス

### SNS上の広告はしっかり内容を確認しましょう。

大幅な値引きや低価格、商品の効果を過剰にうたうSNS上の広告や、「簡単にもうかる」「損はしない」などの投稿やメッセージは鵜呑みしないようにしましょう。SNS上の広告をきっかけとしたトラブルの多い通信販売にはクーリング・オフ制度の適用はありません。事前にしっかり内容を確認することが大切です。

### SNS上で知り合った相手が本当に信用できるのか慎重に判断しましょう。

SNS運営事業者の利用規約では「SNSがきっかけでトラブルが発生しても責任を負わない」旨が定められているものがほとんどです。SNS上では気の合う「知り合い」でも、本当に信頼できる相手なのかはわかりません。お金を支払った途端に相手と連絡が取れなくなり、返金を求めることが困難になったとの相談もあっています。



### SNSを利用するにあたっては個人情報の管理にも気を付けましょう。

学生証、運転免許証、健康保険証などの身分証明書の情報をSNSで送ってしまうと後で取り戻すことは難しく、より大きなトラブルに発展する可能性があります。SNS上に投稿された情報は拡散すると消去が困難です。個人情報や自分の写真の投稿、身元の分かるような書き込みは安易にしないようにしましょう。

## ●困った時や不安なときは消費生活センターにご相談ください

北九州市立消費生活センター【ウェルとばた7F】 ☎861-0999  
小倉北相談窓口【小倉北区役所西棟1F】 ☎582-4500  
小倉南相談窓口【小倉南区役所3F】 ☎951-3610  
八幡西相談窓口【八幡西区役所コムシティ4F】 ☎641-9782

※門司、若松、八幡東各窓口でのご相談については、

戸畑相談窓口☎861-0999へご相談ください。

消費者ホットライン☎188い や や（あなたの地域の消費生活センターにつながります。）



まもりん



みもりん